

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 2 1 号

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市市税条例（昭和 2 5 年茅ヶ崎市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 2 5 条第 3 項中「以下この項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「いう。」の次に「（同号口に掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第 5 8 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 5 8 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 1 項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 5 8 条の 2 第 1 項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第 5 8 条の 2 第 2 項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 5 8 条の 3 から第 5 8 条の 8 までを削る。

第 5 9 条（見出しを含む。）、第 6 0 条の見出し、同条、第 6 1 条の見出し、同条及び第 6 1 条の 2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 6 2 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「第 3 3 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 3 3 号の 4 の 2 様式」を「第 3 3 号の 4 様式」に改める。

第 6 3 条の見出し、第 6 4 条の見出し及び同条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 6 5 条第 2 項前段中「第 5 8 条第 3 項ただし書」を「第 5 8 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同項後段中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 5 8 条第 3 項ただし書」を「第 5 8 条第 2 項ただし書」に改め、同条第 6 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第2条の5の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第2条の5 削除

附則第2条の6に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項」を「には、法附則第5条の4第5項」に改める。

附則第2条の7中「附則第21条の3第1項、附則第21条の4第1項、附則第21条の5第1項、附則第21条の8第1項、附則第21条の9第1項、附則第21条の10第1項又は附則第21条の11第1項」を「附則第20条第1項、附則第21条第1項、附則第21条の2第1項、附則第21条の5第1項、附則第21条の6第1項、附則第21条の7第1項又は附則第21条の8第1項」に改める。

附則第2条の11第1項中「令和9年度まで」を「令和12年度まで」に改め、同条第2項中「、附則第2条の5第1項」を削る。

附則第3条第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第17項を第14項とし、第18項を第15項とし、同条に次の1項を加える。

16 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第4条第6項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同

条第7項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第8項第5号及び第10項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第13項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改める。

附則第4条の2の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

附則第4条の2第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第17条から第19条の4までを削る。

附則第20条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日から」を「令和7年4月1日から」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削り、同条を附則第17条とする。

附則第21条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削り、同条を附則第18条とする。

附則第21条の2を附則第19条とする。

附則第21条の3第3項第1号中「附則第21条の3第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同項第2号中「、附則第2条の5第1項」を削り、「附則第21条の3第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「附則第21条の3第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同条を附則第20条とする。

附則第21条の4第3項第1号中「附則第21条の3第1項」を「附則第20条第1項」に改め、同項第2号中「、附則第2条の5第1項」を削り、「附則第21条の4第1項」を「附則第21条第1項」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「附則第21条の4第1項」を「附則第21条第1項」に改め、同条を附則第21条とする。

附則第21条の5第2項中「附則第21条の8第1項」を「附則第21条の5第1項」に改め、同条第3項第1号中「附則第21条の5第1項」を「附則第21条の2第1項」に改め、同項第2号中「、附則第2条の5第1項」を削り、「附則第21条の5第1項」を「附則第21条の2第1項」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「附則第21条の5第1項」を「附則第21条の2第1項」に改め、同条を附則第21条の2とする。

附則第21条の6第1項及び第2項中「令和8年度まで」を「令和11年度まで」に改め、同条を附則第21条の3とする。

附則第21条の7第1項中「附則第21条の5第1項」を「附則第21条の2第1項」に改め、同条を附則第21条の4とする。

附則第21条の8第2項中「附則第21条の5第1項」を「附則第21条の2第1項」に改め、同条第5項第1号中「附則第21条の7第1項」を「附則第21条の4第1項」に改め、同項第2号中「、附則第2条の5第1項」を削り、「附則第21条の8第1項」を「附則第21条の5第1項」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「附則第21条の8第1項」を「附則第21条の5第1項」に改め、同条を附則第21条の5とする。

附則第21条の9第2項第1号中「附則第21条の8第1項」を「附則第21条の5第1項」に改め、同項第2号中「、附則第2条の5第1項」を削り、「附則第21条の8第1項」を「附則第21条の5第1項」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「附則第21条の8第1項」を「附則第21条の5第1項」に改め、同条を附則第21条の6とする。

附則第21条の10第2項中「附則第21条の8第1項」を「附則第21条の5第1項」に、「附則第21条の10第1項」を「附則第21条の7第1項」に改め、同条を附則第21条の7とする。

附則第21条の11第2項第1号中「附則第21条の11第1項」を「附則第21条の8第1項」に改め、同項第2号中「、附則第2条の5第1項」を削り、「附則第21条の

1 1 第 1 項」を「附則第 2 1 条の 8 第 1 項」に改め、同項第 3 号から第 5 号までの規定中「附則第 2 1 条の 1 1 第 1 項」を「附則第 2 1 条の 8 第 1 項」に改め、同条を附則第 2 1 条の 8 とする。

附則第 2 1 条の 1 2 第 2 項第 1 号中「附則第 2 1 条の 1 1 第 1 項」を「附則第 2 1 条の 8 第 1 項」に改め、同項第 2 号中「、附則第 2 条の 5 第 1 項」を削り、「附則第 2 1 条の 1 1 第 1 項」を「附則第 2 1 条の 8 第 1 項」に改め、同項第 3 号から第 5 号までの規定中「附則第 2 1 条の 1 1 第 1 項」を「附則第 2 1 条の 8 第 1 項」に改め、同条第 5 項第 1 号中「附則第 2 1 条の 1 1 第 3 項後段」を「附則第 2 1 条の 8 第 3 項後段」に改め、同項第 2 号中「、附則第 2 条の 5 第 1 項」を削り、「附則第 2 1 条の 1 1 第 3 項後段」を「附則第 2 1 条の 8 第 3 項後段」に改め、同項第 3 号から第 5 号までの規定中「附則第 2 1 条の 1 1 第 3 項後段」を「附則第 2 1 条の 8 第 3 項後段」に改め、同条を附則第 2 1 条の 9 とする。

附則第 2 1 条の 1 3 第 2 項第 1 号中「附則第 2 1 条の 1 2 第 1 項」を「附則第 2 1 条の 9 第 1 項」に改め、同項第 2 号中「、附則第 2 条の 5 第 1 項」を削り、「附則第 2 1 条の 1 2 第 1 項」を「附則第 2 1 条の 9 第 1 項」に改め、同項第 3 号から第 5 号までの規定中「附則第 2 1 条の 1 2 第 1 項」を「附則第 2 1 条の 9 第 1 項」に改め、同条第 5 項第 1 号中「附則第 2 1 条の 1 2 第 3 項後段」を「附則第 2 1 条の 9 第 3 項後段」に改め、同項第 2 号中「、附則第 2 条の 5 第 1 項」を削り、「附則第 2 1 条の 1 2 第 3 項後段」を「附則第 2 1 条の 9 第 3 項後段」に改め、同項第 3 号から第 5 号までの規定中「附則第 2 1 条の 1 2 第 3 項後段」を「附則第 2 1 条の 9 第 3 項後段」に改め、同条第 6 項中「附則第 2 1 条の 1 2 第 3 項前段」を「附則第 2 1 条の 9 第 3 項前段」に改め、同条を附則第 2 1 条の 1 0 とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の茅ヶ崎市市税条例（第 5 項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 7 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。次項において「旧法」という。）附則第 1 5 条第 2 5 項に規

定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 5 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 6 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 7 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(調整規定)

- 8 茅ヶ崎市市税条例は、茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例（令和7年茅ヶ崎市条例第31号）によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

(茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 9 茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例（平成26年茅ヶ崎市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「の種別割」を削り、「附則第20条」を「附則第17条」に改める。